

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和元年12月16日

月曜日

号外(3)

## 目次

### 人事委員会規則

○級別職務に関する規則の一部を改正する規則	1
○給料に関する規則の一部を改正する規則	2
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	9

## 規 則

級別職務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年12月16日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

### 富山県人事委員会規則第609号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第 538号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

本 部	共通				課長補佐	課長補佐	次席	課長	参事官	部長
					隊長補佐	隊長補佐	室長（監察官室長を除く。） 副隊長	隊長（他の職務の級の欄に掲げる職を除く。）		首席参事官

を

本 部	共通				課長補佐	課長補佐	次席	課長	参事官	部長
					隊長補佐	隊長補佐	室長（監察官室長を除く。） 副隊長	隊長（他の職務の級の欄に掲げる職を除く。）		首席参事官
	教養課				師範	師範	主任師範	首席師範		

に、

「

警察学校				科長	科長	副校長		学校長
------	--	--	--	----	----	-----	--	-----

」  
を  
「

警察学校				師範	師範	主任師範	副校長		学校長
				科長	科長		首席師範		

」  
に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年1月6日から施行する。

(人委・職員課)

給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年12月16日

富山県人事委員会

委員 長 川 端 康 夫

**富山県人事委員会規則第610号**

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 258号）の一部を次のように改正する。

別表第21の教育職給料表(1)昇格時号給対応表中

42	を	41	に改める。
43		42	
44		42	
45		43	
45		43	
46		44	
46		44	
47		45	
47		46	
48		47	

別表第21の教育職給料表(2)昇格時号給対応表中

46	45
46	46
47	46

47	を	46	に、
48		47	
48		47	
49		47	
49		48	
50		48	
50		48	
51		49	
51		50	
52		51	

62	を	61	に、
62		62	
63		62	
63		62	
64		63	
64		63	
65		63	
65		64	
65		64	
65		64	

65	を	65	に、
66		65	
66		65	
66		65	
66		65	

66	を	66	に、
67		66	
67		66	
67		66	
67		66	

68	を	67	に改める。
68		67	
68		67	
68		67	
68		68	
68		68	
68		68	
69		68	

別表第21の研究職給料表昇格時号給対応表中

38		37
39		38
40		38
41		39
41	を	39
42		40
42		40
43		41
43		42
44		43

46		45
47		46
48		46
49		47
50		47
51		48
52	を	48
53		49
53		50
54		51
54		52
55		53
55		54
56		55

58		57
58		58
59		58
59		58
60		59
60		59
61	を	59
61		60
61		60
62		60
62		61
62		61
63		62
63		62

26	を	25	に改める。
26		26	
27		26	
27		26	
28		27	
28		27	
29		27	
29		28	
30		28	
30		28	
31		29	
31		30	
32		31	

別表第21の医療職給料表(1)昇格時号給対応表中

26	を	25	に、
27		26	
28		26	
28		27	
28		27	
28		28	
29		28	

30	を	29	に、
30		30	
30		30	
30		30	
31		30	

32	を	31	に改める。
32		32	

別表第21の医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

42	を	41	に改める。
42		42	
43		42	
43		42	
44		43	
44		43	
45		43	
45		44	
45		44	
46		44	

46
46
47
47

45
45
46
46

別表第22の公安職給料表降格時号給対応表中

13
15

を

14
15

に、

58
59
60
61
62
64

を

59
60
60
61
63
64

に改める。

別表第22の教育職給料表(1)降格時号給対応表中

73
74
75
76
78
80
82

を

74
76
78
80
81
82
83

に改める。

別表第22の教育職給料表(2)降格時号給対応表中

58
60
62
64
66
68
70

を

59
62
65
68
69
70
71

に、

90
92
94
96
103
110
117
124

を

91
94
97
100
107
114
121
125

に改める。

別表第22の研究職給料表降格時号給対応表中

77		78
78		80
79		82
80		84
82		85
84		86
86		87
88		88
89		90
90		92
91		94
92		96
93	を	97
94		98
95		99
96		100
98		101
100		102
102		103
104		104
106		107
108		110
110		113
112		116
115		118
118		120

に、

66		67
68		70
70		73
72	を	76
74		77
76		78
78		79

に改める。

別表第22の医療職給料表(1)降格時号給対応表中

45		46
46		48
47		50
51	を	52
55		56
59		60

に改める。

63	64
----	----

別表第22の医療職給料表(2)降格時号給対応表中

70	を	71	に改める。
72		74	
74		77	
76		80	
79		82	
82		84	

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、この規則による改正後の給料に関する規則の規定による号給がこの規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、この規則による改正後の給料に関する規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(人委・職員課)

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年12月16日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

### 富山県人事委員会規則第611号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 271号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「100分の106以上100分の185以下」を「100分の111以上100分の195以下」に、「100分の131以上100分の225以下」を「100分の136以上100分の235以下」に改め、同項第2号中「100分の98.5以上100分の106未満」を「100分の103.5以上100分の111未満」に、「100分の121以上100分の131未満」を「100分の126以上100分の136未満」に改め、同項第3号中「100分の89.5以上100分の91以下」を「100分の94.5以上100分の96以下」に、「100分の109.5以上100分の111以下」を「100分の114.5以上100分の116以下」に改め、同項第4号中「100分の89.5未満」を「100分の94.5未満」に、「100分の109.5未満」を「100分の114.5未満」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(人委・職員課)

---

